

令和7年1月14日

令和6年度第10回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和7年1月14日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階大ホール
3. 閉会年月日 令和7年1月14日（火曜日） 午後2時49分

4. 議案

- 議案第58号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第59号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第60号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第61号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
 議案第62号 青森農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 議案第63号 浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 議案第64号 令和7年度青森市農作業標準労賃等について
 議案第65号 農地の賃借料情報について
 報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第32号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 安 部 浩 一	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 建 秀	5 番 木 村 孝 芳	6 番 工 藤 隆 志
9 番 澤 田 今日一	10 番 中 村 美喜雄	11 番 成 田 貴 吉
12 番 西 澤 清 光	14 番 野 口 友 子	15 番 福 士 修 身
16 番 堀 内 俊 春	17 番 三 上 紘 史	18 番 安 田 昌 樹
19 番 山 田 正 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

7 番 窪 寺 洋 志	8 番 齊 藤 光 朗	13 番 西 塚 伸
-------------	-------------	------------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 千 島 修	2 番 赤 田 千 草	3 番 福 士 博 人
5 番 木 立 忠 徳	6 番 風 晴 繁 雄	7 番 山 内 洋 一
8 番 山 田 五 月	9 番 川 村 富 子	10 番 川 村 忠 則
11 番 小 泉 作 郎	13 番 石 川 正 光	16 番 石 村 英 康
17 番 猪 股 康 行	19 番 細 川 隆 雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

4 番 工 藤 隆 正	12 番 金 井 直 也	14 番 奈良岡 和 也
15 番 野 呂 正 幸	18 番 出 町 鉄 昭	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 長	小 笠 原 訓 史	事 務 局 次 長	工 藤 哲 也
事 務 局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	相 馬 康 宏
主 幹	古 田 正 之	主 査	山 内 武 志
主 事	齊 藤 諒		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長(福士修身会長)

それでは、ただいまから、令和 6 年度第 10 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議 長(福士修身会長)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

17 番三上紘史委員、2 番安部浩一委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長(福士修身会長)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(福士修身会長)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第58号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が8件、賃借権設定が1件、使用貸借権設定が1件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については一部経営移譲及び労力不足のためであり、譲受人については、経営規模の拡大及び一部経営移譲、新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

それでは、申請番号86番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(福士修身会長)

●●●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

はじめまして、●●●●と申します。年齢は49歳です。今回申請に至った訳ですが、約7年前から友人の●●●●●さんの畑を手伝ってきました。そこで色々知識、技術学びまして、そして農業の喜び、大変さを学びました。いつか自分でやってみたいなど漠然と思っていたんですけども、●●さんのお父さんが亡くなったことで、畑を辞めるとか辞めないとかの話になり、そこで決心して畑をやることに決めました。それで、今回申請しました。何卒よろしくお願いいたします。

○議 長(福士修身会長)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○議 長(福士修身会長)

はい、秋谷委員。

○1 番(秋谷進委員)

1番秋谷と言います。●●さん本日はご苦労さまでした。3点ほど伺います。

まず1点目でございます。今回お借りするりんご園の状況、どういうりんご園なのか。

例えばどういう品種があるのか、何年生のりんごの樹があるのかとか、品種構成はどうなのかとか、その辺お知らせ願いたい。まず、それからお願いします。

○●●●●氏

品種構成ですが、主力はふじです。その他に早生ふじ、シナノスイート、ぐんま名月、王林、シナノゴールド、トキという感じです。つがるもありました。

○1 番(秋谷進委員)

何年生ぐらいの。

○●●●●氏

一番若いので、2、3年生。

○1 番(秋谷進委員)

3年生。

○●●●●氏

古いのでいけば30年、40年クラスもあります。

○1番（秋谷進委員）

一番若いので3年生くらい。

○●●●●氏

そうですね。

○1番（秋谷進委員）

成木で結構な年数入っているものもある。

○●●●●氏

あります。

○1番（秋谷進委員）

はい、わかりました。

2点目です。農機具はお借りすることになっていますが、大丈夫でしょうか。

例えば、自分がやりたいときにお借りするのは、その辺は融通がきくものでしょうか。

○●●●●氏

それは100%、融通ききます。

○1番（秋谷進委員）

そうですか。スピードスプレーヤーなんかね。

○●●●●氏

スプレーヤーは共防に入っています。

○1番（秋谷進委員）

共防で。

○●●●●氏

それ1台と、自分で持っている分で1台ありますので。

○1 番（秋谷進委員）

はい。

3 点目、収穫量が現状から 5 年後にだいぶ増える見込みですけれども、今、お聞きしたら、りんご園の中に若いりんごの樹もあるということで収量が 5 年後には増えますよという見通しを立てたわけですね。

○●●●●氏

そうです。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。りんご栽培に挑戦するということで非常にウエルカムでございます。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○1 番（秋谷進委員）

当農業委員会は、りんごの青森県のプロ中のプロが会長さんをはじめ、おりますので、何か困った時は農業委員会の方にご相談していただければ、的確な指導ができると思います。頑張ってください。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番安部と申します。今のお話で 2 点ほどお伺いしたいと思います。

私、りんごの方は詳しくないですが、りんごの寿命 30 年から 50 年といわれていますが、今借りところで 30 年くらいの樹ってどれくらいあるんですか。

○●●●●氏

30 年クラスだと 4 分の 1、5 分の 1 くらいですかね。

○2 番（安部浩一委員）

4、5 年くらいから収量があがって 10 年超えるあたりから、りんごの樹のピークを迎える、収穫量のピークを迎えると聞きますけど、間違ったら申し訳ないですけど、そういった中で 5 年後の計画を見ると、苗木の種苗費が計上されていないので、その間は挿し木とかで、りんごって挿し木あるかわからないけど、そういうかたちで対応していくのかなって。

○●●●●氏

周りの農家さんにも相談していて、的確にアドバイスを受けながらやっていこうと思っていました。

○2 番（安部浩一委員）

最後ですけど、流通経費って出荷が 100%農協となっていますけど、流通経費が売り上げを占める割合っていうんですか、生産経費に対して妥当なのかなと思いつつも、これ将来的に工夫する余地があるのかな。農協 1 本だと、リスク計算した時に 1 本だとどうなのかなと不安もあるので、それはどういうふうに考えているんですか。

○●●●●氏

おっしゃる通りかもしれないですね。

私まだ、よく理解していない部分もありまして、ご意見を参考にさせていただいてやっていきたいと思います。

○2 番（安部浩一委員）

わかりました。

余談ですけど、国の定める果樹園の目標自体が毎年下回っているんで、●●さんのような方が出てくると大変うれしく思いますし、家が三内なので、浪岡と三内って近いんですけど、青森の幸畑地区でもりんご園をやれる場所があるので考えていただければと思います。頑張ってください。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議 長(福士修身会長)

他にございませんか。

ないようですので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

○●●●●氏

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。頑張ります。

(●●●●氏 退場)

○議 長(福士修身会長)

これより、本案について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長(福士修身会長)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 59 号及び第 60 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が 12 件、利用権設定が 48 件の合計 60 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページ目から 8 ページ目に記載しており、利用権設定の案が 9 ページから 30 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 60 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積計画(案)決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長(福士修身会長)

それでは 5 ページ目の所有権移転 申請番号 49 番の審議を行うにあたり、山田正樹委員並びに山田五月推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(山田正樹委員、山田五月推進委員 退席)

○議 長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長(福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

山田正樹委員、山田五月推進委員を入場させてください。

(山田正樹委員、山田五月推進委員 入場)

○議 長(福士修身会長)

それでは暫時の間、休憩いたします。

(暫時休憩)

○議 長(福士修身会長)

それでは休憩を取り消して会議を再開いたします。

○議 長(福士修身会長)

続いて、5 ページ目の所有権移転 申請番号 50 番の審議を行うにあたり、堀内俊春委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(堀内俊春委員 退席)

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

堀内委員を入場させてください。

(堀内俊春委員 入場)

○議長(福士修身会長)

続いて、6 ページ目の所有権移転 申請番号 53 番の審議を行うにあたり、石村英康推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(石村英康推進委員 退席)

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

石村推進委員を入場させてください。

(石村英康推進委員 入場)

○議長(福士修身会長)

続いて、7 ページ目の所有権移転 申請番号 55 番、56 番の審議を行うにあたり、一戸昭憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(一戸昭憲委員 退席)

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

一戸委員を入場させてください。

(一戸昭憲委員 入場)

○議長(福士修身会長)

続いて、12 ページ目の利用権設定 申請番号 92 番、21 ページ、22 ページ目の 111 番から 115

番の審議を行うにあたり、福士博人推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(福士博人推進委員 退席)

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士博人推進委員を入場させてください。

(福士博人推進委員 入場)

○議長(福士修身会長)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長(福士修身会長)

次に、議案第 61 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地について、貸し手と機構との契約はそのまま、借り手のみを変更するに当たり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請し、最終的には、県知事が計画を認可・公告することになるものであります。

本案の農用地利用集積等促進計画（案）は利用権設定が 2 件であり、個別の内容につきまして、31 ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長(福士修身会長)

次に、議案第 62 号及び議案第 63 号は関連がありますので、一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議 長(福士修身会長)

それでは、青森農業振興地域整備計画の変更案、浪岡農業振興地域整備計画の変更案の順に、続けて説明をお願いいたします。

○農業政策課 相馬主査

農業政策課の相馬です。私から説明させていただきます。

それでは、議案第 62 号青森農業振興地域整備計画変更案の資料をお手元にご用意ください。

青森農業振興地域整備計画の変更案でございますが、表紙をめくっていただいて、1 ページ目が、今回の変更部分抜粋です。表が小さく見にくいので、2 ページ目が横書きで表だけ拡大したもののになりますが、今回の変更は黄色で着色された荒川地区、横内地区、浜館地区、原別地区で農用地区域からの除外の申出 4 件と市の裁量で実施する除外 1 件、合計 5 件になります。

3 ページから 6 ページ目が農用地利用計画附図になります。黄色などが農用地区域として指定された土地であり、紫の斜線部分が今回の除外予定地となっております。

7 ページ目の資料をご覧ください。

農用地利用計画以外の変更はなく、整理番号の青森 - 1 の除外については、所在地は諏訪沢字岩田●●●●ほか 2 筆 計 3,419 m²です。現況畑、農用地利用計画で農地として指定がかかっております。申出者は㈱大坂組、変更理由が資機材置場の拡張造成となります。

青森 - 2 の除外については、所在地は荒川字柴田●●●●ほか 1 筆 計 2,383 m²です。現況は原野と雑種地、農用地利用計画で農地の指定。申出者は㈱キョーヤ、変更理由が整備工場の駐車場の造成となります。

青森 - 3 の除外については、所在地は牛館字松枝●●●●ほか 2 筆 計 3,945 m²です。現況田、農用地利用計画で農地の指定。申出者は㈱ヤマイシ、変更理由が従業員及び来客用駐車場の造成となります。

青森 - 4 の除外については、所在地は浜館字科●●●●● 991 m²です。現況原野、農用地利用計画で農地の指定。申出者は●●●、変更理由が駐車場及び資材置場の造成となります。

青森 - 5 の除外については、青森 - 4 の除外と関連しており、所在地は浜館字科●●●●● ほか 2 筆 計 4,980 m²です。現況雑種地、農用地利用計画で農地の指定、変更理由は農振法第 10 条第

3 項を満たさない、簡単に説明すると農用地の要件を満たさないと判断し除外ということになります。

次に、青森 - 1 から順に概要を説明させていただきます。

8 ページ目が青森 - 1 の変更申出の概要、9 ページ目が土地利用計画図、10 ページ目が現況写真となります。場所は青森環状野内線北側の大坂組敷地内にある土地です。土地の選定理由ですが、申出者は主に土木建築一式工事の請負を営んでおり、業容拡大に伴い、土砂・砕石置場等資材置場が手狭となり、業務効率の低下や構内の安全搬入への支障が懸念されるため、新たな資材置場の候補地を検討したところ、申出地が青森環状野内線等に接し交通アクセス面からも隣接する申出地が最も利便性が高いため選定したとのことです。

青森 - 2 については、11 ページ目が変更申出の概要、12 ページから 13 ページ目が土地利用計画図、14 ページから 18 ページ目が現況写真となります。場所は、荒川小学校北側隣接地です。土地の選定理由ですが、申出者は、主に一般区域貨物自動車運送事業、各種自動車の整備業務及び車検業務を営んでおり、業容拡大に伴い、申出者の整備工場駐車場が手狭となり、業務効率の低下や構内の安全交通への支障が懸念されるため、新たな駐車場候補地を検討したところ、申出者の整備工場に隣接する申出地が最も利便性が高いため選定したとのことです。

青森 - 3 については、19 ページ目が変更申出の概要、20 ページ目が土地利用計画図、21 ページから 24 ページ目が現況写真となります。場所は中央卸売市場近くのヤマイシ本社に隣接する南側の土地です。土地の選定理由ですが、申出者は食料品、水産物、農畜産物、清涼飲料水及び酒類の販売事業を営んでおり、冷凍倉庫増築により、既存の駐車場が手狭となり、従業員及び来客用の駐車に支障が懸念されるため、新たな駐車場の候補地を検討したところ、当該地が既存駐車場との接続及び必要台数が確保できるため選定したとのことです。

青森 - 4 については、25 ページ目が変更申出の概要、26 ページ目が土地利用計画図、27 ページ目が現況写真となります。場所は青森環状道路（7 号バイパス）から、県立青森商業高等学校方面に向かう市道上の西側の土地です。土地の選定理由ですが、申出者は賃貸物件の改修工事、主に内装を行っており、また除排雪業務を営む個人事業主であります。ただ、自宅周辺は商業及び住宅が混在しており十分な広さの駐車場及び資材置場の確保が困難であったため、羽白にある他の法人所有地を間借りして使用していたが、自宅からの距離が遠く不便であったことから、複数の候補地を検討したところ、申出地は希望の面積が確保でき自宅にも近く、非常に利便性がよいため選定したとのことです。

青森 - 4 の除外と関連して、青森 - 5 については、28 ページ目に現況写真がありますが、非農地であり農用地ではありません。

29 ページから 33 ページ目が審査表です。農振法第 13 条第 2 項に基づく除外では、第 1 号から第 6 号まで全てを満たす場合のみ除外の申出を行うことができます。第 1 号から第 6 号までを簡単に説明しますと、第 1 号は事業が必要か適当か、第 2 号は地域計画の達成へ支障がないかを判断するものですが、地域計画が未策定の間は非該当となります。第 3 号は農地の集団化、作業の効率化に支障がないか、第 4 号は担い手の農地の集積に支障がないか、第 5 号は周辺の農道・水

路に支障がないか、第6号は土地改良事業が実施されていないかになります。

青森-1から4の申出地は、記載のとおり土地の位置、事業の継続性、担い手への農地の利用の状況、周辺の水路や農道等に影響を及ぼさないか、土地改良事業等の施工が実施されていないかということで、第2号以外の全ての項目満たされていると判断しております。

33 ページ目の青森-5の除外地は農用地の設定要件が法第10条第3項に記載されておりますが、第1号から第5号まで非該当であると判断しております。

以上で青森農業振興地域整備計画の変更案の説明を終わります。

引き続き、議案第63号の浪岡農業振興地域整備計画変更案の資料をお手元にご用意ください。

こちらは編入案件となります。浪岡地区の農業者1名から申し出があり、現状、農用地区域外の自己所有地で、果樹経営支援対策事業を活用したりんごの新植を実施するため、当該事業の要件である農用地区域内の農用地とするため編入するものです。

3 ページ目の資料をご覧ください。

農用地利用計画以外の変更はなく、農用地利用計画の編入箇所は、記載のとおり、樽沢上野●●●●●と●●●●●の計3,528㎡となります。

4 ページ目に変更申出書、5 ページから6 ページ目が案内図と位置図、7 ページ目が土地利用計画図、8 ページ目が現況写真となります。9 ページ目が審査表です。編入が必要と判断した理由ですが、10ha以上の集团的農用地であるほか、果樹経営支援対策事業の実施予定地であることから、浪岡地区のりんご生産の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると判断しております。

以上で説明を終わります。

○議長(福士修身会長)

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の農業振興地域整備計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明いたします。

先に資料の一部訂正がございます。参考資料①の変更箇所のところ、青森市大字諏訪沢字岩田●●番こちらの面積が1,084㎡とありますが、1,014㎡になります。こちらの方訂正させていただきます。

では、説明に移ります。

まず1件目、右上に「議案第62号関係参考資料①」と記載された「整理番号 青森-1(除外)」の資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しております。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、不許可の例外事由の一つに、「特別の立地条

件を必要とする事業の用に供する場合」として「既存施設の1／2以内の拡張」という基準がある。本案件の目的は同項目に合致するため、第1種農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて2件目、「整理番号 青森-2（除外）」の資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、支所機能を有する青森市荒川情報コーナーからおおむね500m以内の範囲に位置するため、第2種農地と判断しております。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる認められる場合には、原則として許可することができないが、当該申請は申請者が駐車場にすることを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地についても検討したが、申請地のほかに駐車場に供する土地がなかったことから、第2種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて3件目、「整理番号 青森-3（除外）」の資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断しております。

第1種農地の転用は、原則不許可であるが、不許可の例外事由の一つに、「特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合」として「既存施設の1／2以内の拡張」という基準があり、本案件の目的は同項目に合致するため、第1種農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて4件目、「整理番号 青森-4（除外）」の資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、その他の農地と判断しております。

その他の農地の許可基準は第2種農地と同様とされており、申請に係る農地以外の周辺の土地で事業目的を達成できる場合は原則として許可できませんが、当該申請は、周辺にある非農地の土地についても検討したものの、申請地のほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第2種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

説明は以上です。

○議長(福士修身会長)

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、木村委員どうぞ。

○5番(木村孝芳委員)

議案第62号関係資料は誰に質問すればいいですか。

○議長(福士修身会長)

事務局でもかまいませんし、農業政策課でもかまいません。

○5番(木村孝芳委員)

どっちでもいいけれども、2ページ目の浜館地区の農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地とありますけれども、採草放牧地についてお伺いします。採草放牧地とはそもそも何ですか。

○農業政策課 相馬主査

採草放牧地はその名の通り、牧畜の用途のために牧草とか植える区分の農地になります。

○5番(木村孝芳委員)

浜館地区って将来1634.5で236増えていますよね。高田地区も318に増えていますよね。原別地区も82って増えて、増えた要因って何ですか。

○農業政策課 相馬主査

増えたといいますか、農用地区域の指定というのは将来、採草放牧地としてあるいは農地として確保できる農地ということで、現況が採草放牧地じゃなくても、採草放牧地としての集団としての指定をかけているので、増えているわけではなくて、採草放牧地じゃないところも指定をかけているので、現況に対して、それ以外のところにもかけている。

例えば原野に対しても採草放牧地としてかけているので、増えているようには見えているんですけど、実際は確保しているというニュアンスでとらえてもらえればと思います。

○5番(木村孝芳委員)

計画上に、ただそういう線引きをしているということだけなの。

○農業政策課 相馬主査

そうです。はい。

○5 番（木村孝芳委員）

それは将来の現況っていうのは、将来っていうのこと。

○農業政策課 相馬主査

将来というのは、農業振興地域整備計画は概ね 10 年間の計画という定めにはなっているので、特に何年という定めはないですけども、今現時点では今後 10 年間は確保していくというニュアンスになります。まだ農振の計画自体改定していないので、まだ何年までというのは確実に言えるものはないです。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。それと、浜館の採草放牧地は畜産経営とリンクしているんですか。

○農業政策課 相馬主査

もちろん放牧地も指定かけますし、そのために牧草を栽培しているところも採草放牧地として指定しているところもあります。リンクしている部分も一部ありますし、全然関係ないところも集団として牧草地の周辺に位置しているところは山になっていても原野になっていてもかけているのでリンクしていない土地も多くあります。

○5 番（木村孝芳委員）

そうすれば、採草放牧地でとれた成果物というか草とか、それはこの地域で消費されるんですか。県外とか市外に行くんですか。

○農業政策課 相馬主査

そこまでの調査はしていないので答えることはできないです。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、図表だけ見ていると増えているように見えているじゃない。少なくとも浜館地区に関しては私の知る限りは畜産経営している人はいないですよ。一人いたけれども、その方は 5、6 年前に亡くなりました。繁殖牛やってたんだけれども 20 年 30 年前は確かに畜産経営していましたよ。私の家から藁とかもらって行ったけれども、これは現実と反映しているんですか。

○農業政策課 相馬主査

実は農振の計画、採草放牧地の指定をかけたのは昭和 45 年で、実際の今の農業の状況とは、か

なりかけ離れていて、当然将来的には畜産業もかなり発展するということで指定かけた部分もあるんですけども、そういうことも踏まえて今現在、農振の計画の見直し作業、基礎調査をやっている、今後実際の現況に合わせるようなかたちで見直しをしていく予定です。実際は畜産業はかなり衰退されていて、やられていないところが多いです。

○5 番（木村孝芳委員）

東青畜産農協ってありましたけれど、今あるかわかりませんが青森市が管理者やっているんですよ。合子沢の。そこが辞めたんですよ。私の知っている人が亡くなったことで辞めているんですよ。私がある人から聞いた時は、かなり畜産業やる人がいないって聞いています。従って、採草放牧地に関して抜本的な見直しが必要なんじゃないですか。と、私は思うんですがどうですか。

○農業政策課 相馬主査

わかりました。今年と来年かけて、青森地区の農用地の調査をやっている木村委員の意見も踏まえたいと思います。

○5 番（木村孝芳委員）

個別に人・農地プランでお宅さんの方で頑張っていると思うけど、そういう中ではわからないですか。

○農業政策課 相馬主査

畜産の状況ですか。

○5 番（木村孝芳委員）

そうです。

○農業政策課 相馬主査

それは昭和 40 年の時代と令和 7 年の時代とかなり農業の実態が変わってしまっていますので、その辺は農用地の指定が本当に必要なのかどうか適切に判断していきたいと思っています。

○5 番（木村孝芳委員）

私がなんでこういう質問したかということ、自分の山林も採草放牧地になっているんですよ。山林ですよ。40 年 50 年経っている杉の樹が採草放牧地になっているんです。実態と合わないですよ。お宅さんが言ったように、昭和 40 年当時に作ったものと令和 6 年、7 年全然変わってしまっているんですよ。従って計画自体も牧場のまま放牧地なんていうのはもってのほかですよ。と私は思います。

○農業政策課 相馬主査
わかりました。

○議長(福士修身会長)
よろしいですか。
他にございませんか。

○5番(木村孝芳委員)
まだ、ある。

○議長(福士修身会長)
簡潔にお願いします。

○5番(木村孝芳委員)

法第13条第2項に基づく農用地区域からの除外要件ってかなり端折って相馬さんの説明がありましたけれども、第1号、条文を読むと、農用地区域以外の区域である土地をもって代えることが困難であると認められること。判断基準としては1、2、3とあるけれども土地の代替性、当該農地を選定した合理的な理由があること(土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であること等は理由にならない)、②農用地区域以外の土地に代替すべき適当な土地がないこと。これについて今の除外5件あるけれども、それについて土地の代替性とかについて農用地区域以外の区域の土地をもって代えることが困難であると認められることと書いているけれども、お宅の説明だと、土地が隣接しているとか農用地を剥ぐ理由になっているけれども、これを見ると農用地から除外するのは非常に難しいことですよ。わかりますよね。だから、私が思うには農用地の除外を申請者からそういう申し出があったからといって市街化区域の開発許可を出す時と同じようにやっているようにしか思えないんだけどどうですか。

○農業政策課 相馬主査

私はそうは思っていないくて、農振農用地の除外に関しては、こちらでもかなり厳格にこの要件で厳しく審査していますし、除外は非常に難しいと思います。申請者が例えば新たに商売やりたいとかいうのは基本断っていますし、隣で何かやっていてそれを拡張するためにやむを得ずその土地を使うとか、そういったやむを得ない条件、状況でないと除外ってなかなか認められないかなと思ってはいますけど。

○5番(木村孝芳委員)

確かに相馬さんの言うとおりに、農用地の除外って非常に難しいですよ。わかりますよね。第1号から第6号まであるけれども、第1号が一番難しいですよ。事業の必要性、事業の適当性、土地

の代替性とかありますけれども、例えば、この大坂組の農用地の除外あったじゃないですか。大坂組の社長さんってあちこちに土地を持っているでしょ。そういう土地をさらに市街化調整区域とかそういうところを探したうえでの判断なんですよ。

○農業政策課 相馬主査

もちろん、実際ここは大坂組さんで、このエリアで資材置場使っていて、さらなるまったく新しいところに自分たちの重機置場から離れたところに資材置場とかそういうものを使うよりかは、使っている部分の延長で拡張造成ということで申請があったので今回認めたものであって、まったく違うところでやりたいと言って、はいそうですかとはい基本ならないです。

○5 番（木村孝芳委員）

自分の土地であればいいわけだ。

○農業政策課 相馬主査

自分の土地であったからというのは理由にはならないです。

○5 番（木村孝芳委員）

農用地区域以外の土地も探したというのはわかるんですか。

○農業政策課 相馬主査

それは、はい。土地の比較表というものはつけてもらって、探したんだなというのは確認しておりますけれども、ただ、この資材置場に関しては、もちろん周辺でやられているその分の拡張造成ということでしたので、拡張造成という理由で判断しておりますので。

○5 番（木村孝芳委員）

それは、当該地を選定した合理的理由があるということを認めたんですよ。

○農業政策課 相馬主査

そうです。はい。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。それと、もう一つ。

浜館地区の●●●●●は、青森の4番になるの。5番の追加になるの。

○農業政策課 相馬主査

●●●●●は申し出があったところで、追加で市の裁量で除外するところは北側の部分と南側

の部分になります。●●●●●は追加の除外地というわけではないです。

○5 番（木村孝芳委員）

どこかにありましたか。何ページなの。資料の 4 ページ。公用でとった公図があるじゃないですか。

○農業政策課 相馬主査

公図。公図もちゃんと見て確認していますけれども。

○5 番（木村孝芳委員）

それですね、道って書いているじゃないですか。道。商業高校の前。

○農業政策課 相馬主査

商業高校の前です。市道を挟んだ西側。

○5 番（木村孝芳委員）

道って書いてあって●●●●、●この南側ちょっとわからないけれども、これって市道敷でしょ。

○農業政策課 相馬主査

市道。

○5 番（木村孝芳委員）

市道敷。

○農業政策課 相馬主査

市道敷。歩道って言ったらいいな。

○5 番（木村孝芳委員）

市で買ったんでしょ。

○農業政策課 相馬主査

そうです。はい。

○5 番（木村孝芳委員）

ということは、管理者は誰ですか。

○農業政策課 相馬主査

ここは歩道になっているので、管理者は市になると思います。

○5 番（木村孝芳委員）

市といえば、セクションはどこですか。

○農業政策課 相馬主査

担当課ってことですか。

○5 番（木村孝芳委員）

そうそう。

○農業政策課 相馬主査

そうですね。ここは歩道なので、用地課か道路維持課か。

○5 番（木村孝芳委員）

引き続き、同じ質問します。今、相馬さんが●●●●と●●●●は歩道敷だって言いましたよね。

○農業政策課 相馬主査

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

現場見ればわかりますけれども、実は歩道もあるけれども、ここに水路が 2 本あります。確認していますか。

○農業政策課 相馬主査

ここは、水路があるのは確認しています。

○5 番（木村孝芳委員）

それで、東側の水路は水流れているけれども、西側の水路は埋まってしまっています。それも確認していますか。

○農業政策課 相馬主査

東側の水路というのは商業高校側という意味ですか。

○5 番（木村孝芳委員）

そうです。ここね、●●●●と●●●●は 2 つに分かれるんですよ。水路が。それと歩道があるんです。

○農業政策課 相馬主査

西側の方は詰まっているのは確認しています。去年あたり。

○5 番（木村孝芳委員）

この詰まりの解消はどこがやるんですか。

○議 長(福士修身会長)

木村委員にお願いいたします。今回の総会の案件は許可というか、意見を付す会議になりますので、用水排水のことは自分で確認してから質問していただければと思っています。

○5 番（木村孝芳委員）

なんで質問しているかという、私の質問に対する答えはどうなるんですか。関係ないこと質問していないでしょ。

○議 長(福士修身会長)

限られた時間もありますので。

○5 番（木村孝芳委員）

限られた時間って今日 1 日いっぱいでしょ。5 時なんじゃないの。

○議 長(福士修身会長)

1 日というふうに決定をしましたけれども、まだ残っている議案もありますので、簡潔にお願いします。

○農業政策課 相馬主査

担当課に関しては基本、農地林務課に相談することになると思うんですけども、実際は私の方でも確認したら、上の方の自由ヶ丘の流雪溝との関係もあって、なかなかうまくいっていないと聞いておりましたけれども。

○5 番（木村孝芳委員）

良いですか。なんで質問しているかという、東側から西側に水路が 2 本ありますよね。平成 16 年前後に建設省所有の国有財産を市に一括所有しているんですよ。わかります。市が受けてい

るんですよ。●●●●と●●●●は市が買っているんですよ。用地買収してまで。道路敷地として。この北側の水路たどっていくと私の田んぼに来るんですよ。私は用水として使っています。浜館の水路を●●●●の西側は用水路として使っています。わかります。用水路と使ったあと、排水路になるんです。同じ1本の水路が用水路と排水路になっている。法務局で地目として、そういう場合は用悪水路と言うんです。わかります。用水と悪水です。

○農業政策課 相馬主査

はい。

○5番（木村孝芳委員）

だから、ここの水路が詰まれば、耕作の支障になるわけです。わかります。

○農業政策課 相馬主査

はい。

○5番（木村孝芳委員）

だから、そこまでちゃんと調べてやったのかどうか聞きたい。

○農業政策課 相馬主査

現状もすでに農地ではなくて雑種地としての利用がされている部分でもあって、当然、近隣の農家さん水路が詰まって困っているというのは聞いているし、農地林務課に色々相談して対策を練っているそうではあるんですけども、今、農振除外してここが新たな部分になったとしても、特段、今とは何ら状況は変わらないと判断しております。

○5番（木村孝芳委員）

そういう場合、さっき言った●●●●の西側というのは去年から田んぼ作っていません。住宅地があって、私が用水路として使っているけれども支障が出た場合どうするんですか。

○農業政策課 相馬主査

その場合は担当課である農地林務課とかにご相談していただければと思います。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました。それともう一つ。現況写真はどれですか。

○農業政策課 相馬主査

現況写真 28 ページですね。

○5 番（木村孝芳委員）

27 ページ、28 ページの③、小屋建っていますよね。

○農業政策課 相馬主査

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

これって、きちんとした法的な行政上の手続きが行われて建っている小屋ですか。

○農業政策課 相馬主査

それは、手続きというのは、それなりの法的な手続きを得て建てているかどうかということですか。

○5 番（木村孝芳委員）

そうです。

○農業政策課 相馬主査

青森 4 に関しては、現状もう更地にしていて何も無いのは確認できているんですけども、その奥の方の今写真に写っているのは●●●●の部分の小屋だと思うんですね。太陽光発電ある手前。横から見れば小屋に見えるんですけども、物置ではあるんですね。入口が開放されている物置ではあるんですけども、こちらに関しては、いつごろ建ったのかまでは調査していないのでわかりません。なので、ちゃんとした手続きを得ているかまではわかりません。

○5 番（木村孝芳委員）

仮に、行政上の手続きをしていなかったら、どうするんですか。

○農業政策課 相馬主査

農業政策課でそのようなことがわかれば、建築指導課とかに。今ここを所管しているのは、もう農地ではないので建築指導課の方に相談することになると思いますけれども。

○5 番（木村孝芳委員）

私は都市整備部の櫻田次長に先週確認しました。法的手続きをとっていないそうです。従って、法的手続きをとっていないものを除外するんですか。

○農業政策課 相馬主査

こちらに関してはですね、●●●●と●●●●●●に関しては当時、法的手続きを得なかったの

かもしれないです。それは●●●●●も一緒ですけども、登記簿みれば建築事務所というところが平成 4 年から建物を建てて、違反転用状態で使用していました。ただ、その建築事務所というのは平成 12 年に登記簿を見れば破産して建物はそのままに放置状態であったんですけども、当時の所有者がその土地を破産した何らかの原因で差し押さえられて、競売にかけられて裁判所のほうで、今の建設会社に売買したものであります。今の所有者が法的な何か悪いことをしているのかという判断はこちらではしていません。現況、すでに農地としての使われ方もしていないですし、農業委員会でも農地として認めない以上、こちらでも農用地として確保しておくことが適当でないと判断しております。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。農用地を剥いだとしても、市街化調整区域で小屋が建っているわけですね。それに対して、市としてはあなたの所管外ですけども、それなりの指導とかあるんですか。

例えば、農業委員会で先般、地目が田で農用地には入っていないけれど、私の田んぼから見えるところに小屋がありました。小屋で無くするために現状屋根を剥ぎましたよ。それご存じですか。

○農業政策課 相馬主査

それはわかりませんが、基本、そういう農振農用地で違反転用状態のものがあれば農業委員会事務局と連携して本人に指導するという流れでやっておりました。もちろん建築指導課も必要に応じて一緒に来てもらったりして指導していました。

○5 番（木村孝芳委員）

それともう一つ。同じような案件が 6 月か 7 月にも出ていましたよね。クリニックを作るという浜館で。あそこが雑種地になって、小屋はないけれども農用地だったわけですね。今回と同じような状況ですね。小屋はありますけれども、相馬さんとしては何でこういうことが起こると思うのか教えてください。個人的な意見で良いので。

○農業政策課 相馬主査

昭和 45 年当時の設定した状況がわからないので、答えることは難しいです。そこからかなり年数も経っているので、なぜこういうことになったのかは、わかりません。

○5 番（木村孝芳委員）

相馬さん自身が理解できないということですね。

○農業政策課 相馬主査

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

でも、私から言わせると元々田んぼだったでしょ。

○農業政策課 相馬主査

ここは、はい。

○5 番（木村孝芳委員）

田んぼに網がかかった。農用地という。それだけのことでしょ。持ち主が一部変わって競売になったり、雑種地になったり、法務局で雑種地に地目変更したんでしょ。

あるいは競売物件の時は、農業委員会の方に農地かどうかの照会来ているわけでしょ。農業委員会の方では非農地だということで、競売になっているわけでしょ。農地と思わなかったら農業者しか当時は買えなかったじゃないですか。

だから、雑種地に変えたわけですよ。雑種地って誰でも買えるからこういうことが起きるわけですよ。わかります。これは別に相馬さんの責任じゃないですよ。だから市内でも特に浜館地区はあると思うんですよ。今後も出てくると思いますよ。

それともう一つ。30 ページもそうなんだけど、29、30、31、32 に関して整備計画の変更を必要と認めた理由と書いていますが、まったく同じじゃないですか。

○農業政策課 相馬主査

そうです。同じです。

○5 番（木村孝芳委員）

でも、今立地している件に関しては、みんな個々の事情は違うはずですよ。にもかかわらず、ここはまったく一緒。コピーアンドペーストしたんでしょうけれど、それと第 1 号もほとんど同じです。

それで、第 1 号の中に長期にわたる事業の継続と見込まれると書いてありますが、長期とはどれくらいを想定していますか。

○農業政策課 相馬主査

長期というのは 5 年以上。ガイドラインでは 5 年以上とされております。

○5 番（木村孝芳委員）

何のガイドラインですか。

○農業政策課 相馬主査

国のガイドラインになります。

○5 番（木村孝芳委員）

農水省が出しているガイドラインですか。

○農業政策課 相馬主査

はい、そうです。相当長期といえぱだいたいどれくらいかってなると。

○5 番（木村孝芳委員）

5 年。国の文書で言うと、例えば土地の譲渡所得に関しては短期か長期かというのは 5 年なんです。だから 5 年なんですよ。きっと。わかりますか、言っている意味。

○農業政策課 相馬主査

それは、はい。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりますね。

以上で、だいたい質問終わりますけれども、もし水路に支障があった場合は市の方にしゃべればいいですね。

○農業政策課 相馬主査

それは、除外とか関係なく営農していく上で。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

木村さんよろしいですか。

ほかに質問・意見がある委員はいませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

それでは、青森農業振興地域整備計画及び浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長(福士修身会長)

次に議案第 64 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

では、事務局より農作業標準労賃等表についてご説明いたします。

皆様にもご協力いただいて去年の 8 月から 9 月にアンケートを実施しました。そちらのアンケートの集計結果を基に案の方を作成しております。中身について簡単にご説明しますので、お手元の資料に令和 7 年度青森市農作業標準労賃等表(案)、青森地区と浪岡地区とそれぞれございます。こちらの方ご覧ください。こちらの方、作成した案になります。現行の令和 6 年度のものから変更となっている点、大きく 2 つあります。

1 点目は農作業労賃の金額の変更、それから 2 点目は新たな項目の追加となっております。

1 点目の金額の方から説明します。資料の上の方、1 農作業労賃、こちらの金額が青森地区、浪岡地区ともに変更となっております。現行の令和 6 年度のものですと 7,200 円にそれぞれなっているんですけども、令和 7 年度案としては 7,700 円にあげております。7,700 円の根拠としては青森県の最低賃金が新しくなりましたので、それに基づいて 7,700 円としております。

それから 2 番目の変更点、新たな項目の追加ですが、まず 1 点、ドローン作業というものを追加いたしました。青森と浪岡それぞれ共通となっているんですけども、この表では一番下ですね。10 a 当たり 3,000 円ということでそれぞれ入れております。3,000 円を参考金額としてアンケートに乗せたところ、3,000 円が適当であるとの回答が青森地区では 88.5%、浪岡地区では 95% ということで、ほとんどの方が 3,000 円で適正であるとの回答いただけましたので、そのまま 3,000 円として記載しました。

変更点 2 つ目ですけれども、こちら浪岡地区のみになります。

浪岡地区の農作業労賃の中に果樹作業の中にスプレイヤー、これを 1 点追加しております。これもその他の農作業労賃と合わせて青森県の最低賃金に基づいて 7,700 円としております。

変更点としては以上になります。

その他の変更していない点につきましてはアンケートの結果、適正であるという回答が過半数を占めておりましたので、令和 6 年度のものと同様としております。

労賃の説明については以上となります。

○議長(福士修身会長)

説明が終わりましたので、これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、一戸委員。

○3番(一戸昭憲委員)

3番一戸です。新しく追加になったスプレイヤーですけれども、個人で委託した場合は人夫賃が15,000円もらっています。機械代が10,000円もらっています。このまま7,700円でいくと、やってもらう人は7,700円だと思ってしまうわけです。農薬かぶりながらの特殊作業ですので、これは見直してもらった方がいいと思います。

あと、せん定ですけれども、農協で15,000円出しています。弘前では20,000円もらうそうです。これも見直ししてもらった方がいいと思います。アンケートでやってもらう人は多数ですけれども、やってもらう人はこれで良いと感じているかもしれませんが、やる人のことを考えると改正してもらいたいと思います。

以上です。

○議長(福士修身会長)

今、一戸委員の方から2点ほど改正したいということですが、事務局の方で何か案ございますか。

○事務局

そうですね。

では、2点ご質問いただいた、まずスプレイヤーの方ですけれども、実際金額もつとかかっている、その他、諸々、諸経費含めてかかっているというお話だったのですけれども、ただ、今回一番はじめにこれを入れた案という側面と、アンケートをとった結果、大部分の方はこの金額で良いのではないかというふうな意見がありました。

アンケートの結果、まず7,200円を出してみても、7,200円については70%の方が適正である、さらにプラス今回は上げています。それと、アンケートの平均額9,250円というふうになっているのですが、これが2名の方しか実際の金額書いてくださらずに、その平均額になっています。何十人かの方のアンケート結果が適当であるというのと、2名の方がもっと高くすればいいんじゃないかということで、比較すると多数決の原則で適当であるという形を取らざるを得ないということで、ここは、今年度アンケートを取った結果、そもそもアンケート自体も7月の

月例総会で、皆様に、諮っていただいて決定したアンケートのやり方ですので、覆すわけにもいきませんので、今回はスプレイヤーについてはこれで出したいなと思っています。

もしちょっと、その他やってみて、やはり金額違うんじゃないかということであれば、来年度アンケート実施する際に項目を見直ししたらどうだろうかというご意見を出してもらえたらいいかなと思います。

もう一つ、せん定の方についてですね。

確かに弘前市の方、我々も金額聞いておりまして、弘前市は令和 6 年度のせん定の標準労賃 10,000 円と設定しているそうです。弘前市と実は青森市と標準労賃は同じ金額で出しています。これも上限 10,000 円。アンケートでも 10,000 円で良いんじゃないかという方が 84.3%。平均額実際払っているよというのも 10,500 円。500 円もこの表を出すにあたっては誤差の範囲内ということで、今回はせん定も出来れば、この金額で出したいなと。大多数の方これで良いじゃないか、弘前もほぼ同じ金額で出しているの、こちらで出来れば出したいなと思っています。

○事務局

スプレイヤーのところで補足で説明させていただきます。

今回、人夫賃ということでアンケートの方取らせていただいて 7,700 円ということになっているのですが、事務局の中でも話にはなりまして、人夫賃というよりは、例えば薬剤費とか機械の送料とかも含めて委託としてやっている方も結構いるんじゃないかという話もありましたので、今回人夫賃としてアンケートをとって、その結果ということではあるので、今回は人夫賃ということにはなるのですが、次年度以降ですね、人夫賃ではなくて、委託の方に入れた方が良いのではないかということであれば、それはそれで入れる項目の方は次年度以降、検討させていただければと事務局の方でも思っておりましたので、そこ 1 点補足させていただきます。

○議長(福士修身会長)

事務局にお尋ねしますけれども、スプレイヤー 1 日 7,700 円になっていると思いますが、これはオペレーターということでしょうか。

○事務局

そうですね、人夫賃ということで機械とか送料とか薬剤を含まないものと考えておりました。

○議長(福士修身会長)

人夫賃という考えよりか、作業員という感覚になると思います。運転手さん、オペレーターはまた別枠で考えた方がいいと思います。一戸さん、その辺はどう思いますか。

○3 番(一戸昭憲委員)

特殊作業なもので、決まったからこれ以上動かさせませんというのではなくて、実際やってみ

ば農薬を浴びたりして大変ですよ。スプレーヤーの持ち出しも書いていないですよ、これには。私たちは今、1反部24,000円もらっています。かけてやると。

○議長(福士修身会長)

それは人件費だけで。

○3番(一戸昭憲委員)

農薬は別です。農薬はかけてもらう人が持ってきて、こちらは機械とオペレーターで24,000円です。1町歩ある人は24万かけています。年間15回かけますから、何百万にもなりますけれども、女の家の人はやってもらえないのです。

○事務局

もし、アンケートの結果が実態とあまりにかけ離れていて、これを出すことで迷惑するということになるのであれば、今回これでアンケート取ってはみたのですが項目から外させていただいて、例えば次年度改めてですね、入れる項目も含めていろいろ相談させていただいたうえで、入れさせていただく方が良いのかなと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長(福士修身会長)

もう一つせん定。一戸委員が指摘したようにかなりの開きがあるので、今日は月例総会ですので、スプレーヤーの部分は来年度にしても、せん定の標準額を今日決めてしまえばどうですか。幅を持たせて。

○事務局

せん定に関しては、みなさまこの金額ではなくて、もう少し高い金額の方が良いということであれば、それはそれで。

○議長(福士修身会長)

実際金額10,000円から20,000円以内という感覚でどうですか。一戸さん問題ない。

みなさんいかがですか。SSのところは来年度にまわすことにして、せん定の標準額を8,000円から10,000円じゃなく、10,000円から20,000円にするということによろしいですか。

反対の意見ございませんか。

(幅がありすぎないかとの声)

○議長(福士修身会長)

その樹にもよるんですよ。若木とか老木とか様々あるので。

○議長(福士修身会長)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

枝切りする人って熟練の人が行くんでしょ。

○議長(福士修身会長)

だいたいそうですね。

○5番(木村孝芳委員)

でも高齢化しているでしょ。

○議長(福士修身会長)

高齢化はしていますね。

○5番(木村孝芳委員)

だから、人が集まりにくくなっているでしょ。

○議長(福士修身会長)

グループで行きますので。

○5番(木村孝芳委員)

そうですか。わかりました。

○11番(成田貴吉委員)

すみません。さっきの弘前はいくらでしたっけ。弘前とか浪岡の標準額を教えてください。
弘前は20,000円。

○3番(一戸昭憲委員)

もらっているのは。農業委員会を出しているかはわからない。

○11番(成田貴吉委員)

弘前では、せん定代でもらうのは一人20,000円だそうです。

○3番(一戸昭憲委員)

農協が15,000円。

○11 番（成田貴吉委員）

青森農協が 15,000 円、弘前の方のせん定代は 20,000 円だそうなので、15,000 円から 20,000 円の間でいかなものでしょうか。

○議 長（福士修身会長）

今、成田委員から出た金額、みなさんどうですか。

事務局の方で何か。

○事務局次長

上に書いてあるとおり、あくまでも目安だということと、地域の諸事情を考慮しお互いに話し合いで決めるということなので、農業経営をされている方はコスト負担になります。高くすれば高くするほど、みなさん費用がかかるでしょうし、農作業される方は高くなってお金になるし、その幅というのは私共で決められませんのでアンケートを取ったのですが、もしよろしければ、みなさんが 15,000 円や 20,000 円というならばそうしますし、もっと下げて経営者の視点で 10,000 円から 20,000 円という幅にするのであれば、それでも結構でございます。

○議 長（福士修身会長）

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

事務局にお伺いしますけど、アンケートをとっている 84.3%の人が 8,000～10,000 円とお答えしているんですけども、本当にせん定しているりんご農家のデータですか。データによれば、少なくとも 85%の人がりんご農家だとしたら、この金額払っていますよということでしょう。

でも、本当に答えた 84.3%の人が果たしてりんご農家の人なのか。ただアンケート来たから適当に答えただけなのか、そこのデータの信憑性ですよね。金額議論する前にデータが出ているのであれば、りんご農家のせん定をしている人を対象にしているものなのか。でなければ、アンケートを取った意味もないし。答えている人達はどうなんですか。

○事務局次長

実情ってなると全部そうなってくるんですよ。10,000 円で払っている人も 20,000 円払っている人も、もしかしたら 30,000 円払っている人もいるかもしれないし。

○2 番（安部浩一委員）

だから、金額に開きがあればできるわけじゃないですか。データで答えている人は 8,000 円から 10,000 円の間で払っていますよってことでしょう。アンケートの中では 85%の方が。

例えば 10 人いればそのうちの 9 割近い人がこの金額で払っているけれども、その残りの人は

20,000 円なり 30,000 円なり払っている人もいるのかもしれない。

でも、アンケートでお答えした方のデータって本当にせんだいに関わっているりんご農家の方がお答えしているのか、それともただアンケート来たから書いただけなのか。

○事務局次長

実際にやっている方。

○2 番（安部浩一委員）

そのデータの信憑性ですよね。もし信憑性が薄れるのであれば、今、一戸委員が言ったようなかたちの金額に直せばいいだけの話であって、まずこのデータはどうなんですか。お答えしている 84.3%の方はどうなんですか。

○事務局

その 84.3%の内訳ですね。

まず、りんご農家であるかどうかという基準ではこのアンケートを送っていないです。ただ、送っている対象が浪岡地区のものについては浪岡地区の農業委員の方と推進委員の方、それプラス浪岡地区の認定農業者の方にお送りしています。まず、これが母数というのと、こちらの方に返ってきたアンケートで全員の方がここの項目に丸をつけているわけではないです。中には、りんご農家じゃないのでわかりませんと、素直に書いている方もだいぶいらっしゃるので、実際来ている 84.3%の内訳としては 100%とそうだとは言えないですが、ほぼ、りんご農家の方であると考えています。

○2 番（安部浩一委員）

そうすれば、その人達の意見を参考にするべきでないの。

○事務局

そうですね。アンケートとしては、実際アンケートをとったりりんご農家の 84.3%の方は 10,000 円で良いんじゃないかという回答はありますね。

○議長（福士修身会長）

どうしますか。今日は総会ですので、変えますか。このままでいきますか。

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

標準表を参考にするにあたって経営サイドとしては安い方が良いし、実際やる人は高い方が良いわけですよね。実際は市場価格で決まっているわけですよね。確か私もアンケートに関しては

りんご農家じゃないからわからないと書きましたよ。だってスピードプレイヤーとかまったくわからないじゃない。だから、正直にそう書きました。実勢に合わせることによって、どういったメリットがあるんですか。

○議長(福士修身会長)

8,000 から 10,000 円というのは、浪岡と青森市と合併する前からの単価なんですよ。二十何年も経っている。その時はりんご 1 箱 2,000 円か、その辺くらいでしたので、今は 30,000 円くらいの単価になっていますので、当然、せん定とかそういうのは確か上がったはずですよ。

実際、一戸さんは毎年のように、せん定隊に入って活躍していますので、金額の方わかっていると思いますが、払う人からみると高いなという感覚になるかもしれませんが、今年みたいに大雪の場合でも、もうすでにせん定隊ってスタートしていますので、この雪の中を漕いで行って園地に行ってせん定すると相当苦労すると思います。ですから、ある程度、幅をもった方が私は良いと思います。ですから 10,000 円から 20,000 円間にするのはいかがですか。

○5 番(木村孝芳委員)

それであれば、幅を持っていけないじゃないですか。

○議長(福士修身会長)

そう思うのですが。みなさんいかがですか。

ご意見ありましたら、どうぞ。

○9 番(澤田今日一委員)

これ、青森、浪岡って別になってくるから、アンケートの内容を青森、浪岡違わなきゃいけないわけ。

青森に果樹を書いてもダメなわけ。書いてしまう人もいるわけ。木村さんみたいに私は違うと書かないで、これでいいじゃないと書いてしまう人もいると思うわけ。そこの点でどうだろう。果樹をちゃんと浪岡にやって。

○事務局次長

青森と浪岡分けている。

○9 番(澤田今日一委員)

ああ、分けている。

○事務局

アンケートをお送りしているのは浪岡地区と青森地区と分けています。

○9 番（澤田今日一委員）

それと、スプレイヤーのこともそうだけれども、下にオペレーター10,000 円とあって、こっちはオペレーターで 7,700 円ということはない。ここはさっきこうだって決まったからいいけれども、浪岡の人は会長が言ったような 10,000 円から 20,000 円というのが適当だと思うか、これがおかしいと思う人が浪岡の委員でほとんどなら変えなきゃいけないし、本当はアンケートだから変えられないよね。

アンケートはこう出ましたと本当は出さなきゃない。これを見た人達は、これが標準だと思ってしまうから、お金のことがあるわけ。早い話が。浪岡の人の意見だと思います。今の金額がおかしいというなら、直せばいいし。私、せん定わからないから、しゃべりたくないけれども、浪岡の人達の総意で決めればいいだけの話じゃないの。

○議 長(福士修身会長)

では、修正しますか。

そうすれば、せん定の基準額を 10,000 円から 20,000 円にしたいと思いますが、みなさんよろしいですか。

○各委員

（異議なし）

○議 長(福士修身会長)

それでは、修正して決定することといたします。

○1 番（秋谷進委員）

スプレイヤーは来年に持ち越して。

○議 長(福士修身会長)

スプレイヤーは来年。

○事務局

スプレイヤーは来年、もう 1 回やります。

○議 長(福士修身会長)

次に議案第 65 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは、右上に「議案第 65 号関係資料①」と記載している A4 両面の資料をご覧ください。

本案は、農地法第 52 条に基づく借賃等の情報提供等を行うにあたり、令和 6 年の 1 月から 12 月まで 1 年分の農地の賃借料情報を集計したものです。

資料は、片面が青森地区、もう片面が浪岡地区と分かれており、今回提供する賃借料情報は、表の一番右端の列の、「R7 年 3 月公表予定」と記載している網掛け部分になります。

なお、表中段の上側には、賃借料が物納の場合に金額換算するための、60kg 当たりの換算価格を記載しておりますが、先月の月例総会で確認したとおり、玄米価格は 19,000 円、白米価格は青森地区が 21,700 円、浪岡地区が 21,600 円で計算しております。

なお、100 円の差は、両地区の 60 kg 当たりの精米料の差額分です。

それでは、2 枚目の「議案第 65 号関係資料②」と記載している A4 の縦型の片面の資料をご覧ください。こちらが、令和 6 年の 10a 当たりの賃借料水準として公表予定の資料です。

まず、「1 田（水稻）の部」は、青森地区、浪岡地区それぞれ、ほ場整備地域及び未整備地域で区分し、集計した結果を平均額、最高額、最低額で示しており、浪岡地区の未整備地区は実績なしだったので記載しておりません。

続いて、「2 畑（普通畑）の部」は、樹園地等を除く畑について、青森地区、浪岡地区それぞれ集計した結果、浪岡地区は取引件数が 3 件で、集計の有効件数の 5 件を下回った場合は実績なし扱いとなり、ご覧のとおりとなっています。

最後に、「3 畑（樹園地・リンゴ）の部」は、青森地区は取引件数が 1 件で、有効件数の 5 件を下回ったため実績なしとなり、浪岡地区はご覧のとおりの結果となりました。

以上が、令和 6 年の実績から算出した賃借料情報として情報提供する内容となりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、本案について決定いたします。

○議長(福士修身会長)

次に、報告第30号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が3件、使用貸借権設定に関する届出が1件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第31号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が21件となっております。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第 32 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で 1 件です。

なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○各委員

(特になし)

○議長(福士修身会長)

ほかに事務局から何かありますか。

○事務局

次回の月例総会は、2 月 10 日(月)午後 1 時から、場所は「柳川庁舎 2 階大会議室」での開催となりますので、よろしくお願いします。

○議長(福士修身会長)

これをもちまして、令和 6 年度第 10 回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。